

令和5年度社会福祉法人指導監査の実施状況

法人名・施設名	社会福祉法人日翔会
監査の種類	社会福祉法人指導監査
監査実施日	令和5年10月23日
実地・書面の別	実地
監査担当課	鳥取県福祉保健部 ささえあい福祉局 福祉監査指導課

総評

- ・理事長の業務執行報告は自ら行うこと。
- ・理事長が監事の選任に関する議案を評議員会に提出する場合、在任監事の過半数の同意を得ていることを明らかにしておくこと。
- ・理事長の利益相反取引については、理事会でその適否につき承認を受けること。
- ・社会福祉法人会計基準に基づき、適正な会計処理を行うこと。

文書指摘事項		是正・改善状況報告
1	<p>理事長は、4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならないにもかかわらず、理事長ではなく事務局が報告を行っていた。</p> <p>については、理事長は、自己の職務の執行の状況を理事会に自ら報告すること。</p> <p>なお、この報告については、法45条の14第9項により準用される一般法人法第98条に規定する理事会への省略は適用されないので、必ず実際に開催して報告すること。</p> <p>(法第45条の16第3項、定款第20条第3項)</p>	
2	<p>理事会を招集する場合は、理事会の日の1週間前(中7日間)までに各理事及び監事に対して通知を発しなければならないところ、遅延しているものがあつた。</p> <p>については、理事会の日の1週間前(中7日間)までに各理事及び監事の全員に通知を発すること。</p> <p>なお、通知の方法は書面でも口頭でも差支えないが、口頭により招集を通知した場合には議事録に記録を残しておくこと。</p> <p>(法第45条の14第9項により準用される一般法人法第94条)</p>	
3	<p>理事会が監事の選任に関する議案を評議員会に提出するに当たり、在任監事の過半数の同意を得ていたことを確認できなかった。</p> <p>については、理事会が監事の選任に関する議案を評議員会に提出するに当たっては、監事が理事の職務の執行を監査する立場にあることに鑑み、その独立性を確保するため、在任する監事の過半数の同意を得なければならないことから、同意書又は理事会の議事録への記載により同意の事実を残しておくこと。</p> <p>(法第43条第3項により準用される一般法人法第72条第1項)</p>	

4	<p>理事長が代表者である医療法人社団と法人の施設・事業所の入居者の診療等に係る業務について委託契約を締結しているが、利益相反取引であるにもかかわらず、理事会の決議が行われていなかった。</p> <p>については、今後は、利益相反取引に当たる契約の締結にあたっては、理事会において当該取引の重要な事実を開示し、契約の適否について承認を得ること。</p> <p>なお、承認にあたっては、利害関係を有する理事は決議に参加できないことに留意すること。</p> <p style="text-align: center;">(法第45条の14第5項) (法第45条の16第4項において準用する一般法人法第84条)</p>	
5	<p>印章は押印すべき文書を原議又は証拠書類と照合審査し、相違ないことを確認して押印しなければならないところ、文書指摘4の委託契約について、原議（稟議書）が未作成にもかかわらず当該委託契約書に押印が行われていた。</p> <p>については、押印すべき文書については、稟議書を作成し、所定の決裁権者の決裁を受けた後に、印章取扱規程に基づいて押印を行うこと。</p> <p style="text-align: center;">(稟議規程)(印章取扱規程第7条) (徹底通知5の(6)エ)</p>	